2 5 4 2 3 3 4

定時株主総会招集ご通知



2022年6月29日 (水曜日) 午前10時



神戸市中央区播磨町21番1 株式会社さくらケーシーエス 本社ビル7階会議室

書面による議決権行使期限

2022年6月28日(火曜日) 午後5時30分まで

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役4名選任の件

第4号議案 監査役1名選任の件

第5号議案 退任取締役及び退任監査役 に対し退職慰労金贈呈の件

- ●新型コロナウイルス感染拡大防止の ため株主総会へのご出席は極力見合 わせ、書面により議決権を行使して いただきますようお願いします。
- ●ご来場の際は、マスクのご着用、 会場での検温にご協力ください。
- ●今後の状況により、株主総会の運営 に大きな変更が生じる場合は、当社 ホームページにてお知らせします。

株式会社さくらケーシーエス

証券コード:4761

株 主 各 位

神戸市中央区播磨町21番1

株式会社さくらケーシーエス

取締役社長 神 原 忠 明

第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第54回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、議決権につきましては、書面によって行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2022年6月28日(火曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 日 時 2022年6月29日 (水曜日) 午前10時
- **2.** 場 所 神戸市中央区播磨町21番1

株式会社さくらケーシーエス 本社ビル7階会議室

3. 目的事項

報告事項 1. 第54期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 事業報告、連結計算 書類及び計算書類の内容報告の件

2. 会計監査人及び監査役会の第54期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役4名選任の件

第4号議案 監査役1名選任の件

第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以上

[◎]当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

[◎]事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、 修正後の事項を当社ホームページ(https://www.kcs.co.jp/)に掲載いたしますのでご了承ください。

事業報告

(2021年4月1日から) (2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大や原油等資源 価格の高騰、世界的な半導体不足など、さまざまな悪影響を受けながらも持ち直しの基調が 見られましたが、2022年1月以降、オミクロン変異株による新規感染者数が急増したこと に加えてロシアによるウクライナ侵攻も重なり、先行きの不透明さが増している状況です。

当社及び連結子会社(以下、「当企業集団」という。)が属する情報サービス産業におきましては、世界的な半導体不足により納期遅延や案件の進捗遅れなどの影響が見られたものの、情報セキュリティ強化やペーパーレス化などリモートワーク環境構築に関する需要やDXの進展により市場は概ね堅調に推移しております。

このような事業環境の下で、当企業集団は、2020年4月にスタートした3ヵ年の中期経営計画の2年目として、これまで取り組んできた諸施策をもとに収益力強化と将来の成長につながる成長戦略へと軸足を移し、特に事業ポートフォリオの再構築に最優先で取り組んでまいりました。

中期経営計画の重点5項目の主な取り組み内容は以下のとおりであります。

① 事業ポートフォリオの再構築は、不採算・低採算を余儀なくされていた業務の縮小・撤退・採算改善を推し進める一方、中京圏ビジネスの拡大に向けた名古屋オフィスの新設やネットワークセキュリティ分野への本格参入など新たな領域への取り組みのほか、強みであるITインフラビジネスにおいて、事業部門を横断して高スキル人材を集結させることで大企業のニーズにも応えられるスキームを構築するなど更なる強化を図りました。

- ② 情報セキュリティ体制の再構築は、前期に整備した運用ルールや手順などを定着させるため、チェック体制の強化及び社員教育の徹底のほか、社内システムにかかるセキュリティのレベルアップを図りました。
- ③ 新型コロナウイルス感染症への対応は、引き続き安全確保・感染防止を最優先に適切な取り組みを行ってまいりました。また、リモート環境を活用した新しい営業手法や契約書等の電子化など、コロナ禍におけるお客さまへの対応力強化にも取り組んでまいりました。
- ④ 新人事制度の定着化は、従業員の処遇改善やワーク・ライフ・バランスの推進など、会社全体の活性化を目的とした諸施策を通じ、着実に進展しました。
- ⑤ システム構築力(ものづくり力)と技術力の追求は、一部大口不採算案件が発生したことから本部要員が直接支援を行うことにより、プロジェクトの完了に向けて機動的かつ集中的な対応を可能とするなど品質管理強化及び人材育成を推し進めました。他方で、DX分野を含む高スキル人材の育成に向け、AWS(アマゾン・ウェブ・サービス)に関する資格取得を推進したほか、技術統括部を中心にAI(人工知能)を活用した実証実験や新商品への組み込みを行いました。

このような取り組みの結果、当連結会計年度の業績につきましては、産業関連部門においてシステム構築が大幅に増加したことに加え、産業関連部門及び公共関連部門においてクラウドビジネス拡大などによりシステム運用管理も増加したことから、売上高は24,794百万円(前期は24,658百万円)となりました。なお、「収益認識会計基準」等の適用により、当連結会計年度の売上高は81百万円減少しております。

損益面につきましては、一部大口不採算案件の発生影響があったものの、新型コロナウイルス感染症対策にて低下していた要員稼働率の回復や個々の案件収支の改善などによる利益の押し上げにより、営業利益は819百万円(前期は802百万円)となりました。一方、前年に実施した固定資産売却による不動産賃貸料の減少等により、経常利益は878百万円(前期は887百万円)、親会社株主に帰属する当期純利益も602百万円(前期は736百万円)となりました。なお、「収益認識会計基準」等の適用により、当連結会計年度の営業利益及び経常利益はそれぞれ6百万円増加しております。

連結のセグメント別売上高は、次のとおりであります。

① 金融関連部門

SMBCグループ向け取引におきましては、システム構築案件は堅調に推移した一方、受託しているBPO業務量の減少などによりシステム運用管理が減少しました。また、SMBCグループ向け以外のシステム構築案件が減少したことなどから、売上高は7,031百万円(前期は7,383百万円)となりました。なお、「収益認識会計基準」等の適用により、売上高は54百万円増加しております。

② 公共関連部門

前年に導入が進んだ自治体基幹システムのクラウド化による利用料収入の増加や新型コロナウイルスワクチンの接種券発行対応などによりシステム運用管理が増加しました。また、兵庫県下複数自治体の庁舎移転に伴う大口案件の獲得によりその他の情報サービス及びシステム機器販売が増加したことから、売上高は6,798百万円(前期は6,447百万円)となりました。なお、「収益認識会計基準」等の適用により、売上高は8百万円増加しております。

③ 産業関連部門

一部大口不採算案件が発生したものの、ERPソリューションに関するシステム構築案件が好調であったことやクラウド及びネットワーク構築案件の増加によりシステム運用管理が増加したことなどから、売上高は10,965百万円(前期は10,827百万円)となりました。なお、「収益認識会計基準」等の適用により、売上高は145百万円減少しております。

(企業集団のセグメント別売上高の推移)

セク	ブメン	<u></u>		期	別	第 51 期 (2019年3月期)	第 52 期 (2020年3月期)	第 53 期 (2021年3月期)	第 54 期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
金	融	関	連	部	門	6,671	6,596	7,383	7,031
公	共	関	連	部	門	5,720	6,339	6,447	6,798
産	業	関	連	部	門	9,552	10,896	10,827	10,965
	合			Ħ	-	21,945	23,833	24,658	24,794

(単位:百万円)

- (注) 1. 2020年4月1日付の組織変更に伴い、第53期より産業関連部門の一部を公共関連部門として集計するよう変更しております。なお、第52期については、変更後の区分方法により作成したものを記載しております。
 - 2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を第54期の期首から適用しており、第54期については、当該会計基準を適用した後の数値等となっております。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

で導入いたしました。

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は347百万円 (**1) であります。その内 訳は、有形固定資産の取得が159百万円、ソフトウェアの取得が188百万円であります。 所要資金は、主に自己資金を充当しておりますが、リースも利用しております。 なお、上記設備投資のほか少額リースにより社内開発用機器及びオフィス機器を5百万円

※1 設備投資の総額にはリース資産55百万円が含まれております。

(3) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症が落ち着くにつれて経済活動の正常化が進むと見られる一方で、原油価格の高止まりや欧米の金融政策転換、緊迫の度を増すウクライナ情勢等の不安材料により、先行きが不透明な状況が続くものと思われます。

情報サービス産業におきましては、人手不足や半導体不足の影響が依然として続くと見られるものの、デジタル化・オンライン化など新たな生活様式への対応やDX関連投資等の需要が強まるとともに、サイバー攻撃リスクの高まりによる企業の情報セキュリティ対策ニーズが一層拡大していくと見込まれます。

このような事業環境の下で、当企業集団は中期経営計画の最終年度として、掲げている5項目の重点施策を完遂し、「100年企業」として存続していくために必要となる安定的な礎を再構築するための改革をやり遂げるべく取り組んでまいります。

① 社員の意識改革

健康経営を積極的に推進するため人事部内に「ヘルスケア推進室」を新設し、社員の 健康管理と健康促進の支援機能を強化するとともに、ワーク・ライフ・バランス推進継 続、労働環境の更なる向上、処遇改善等により、社員が活き活きと働ける環境改善を推 し進め、生産性の向上を図ってまいります。

② システム構築力(ものづくり力)と技術力の追求

不採算案件の抑制や品質向上を図るため、プロジェクト及び協力会社の管理体制強化を図ります。また、技術統括部を「DX推進部」へ改称し、AI(人工知能)やDXソリューションなどの最新技術の調査研究にとどまらず、現場部門を通じてお客さまのニーズへの対応力を高めてまいります。

③ 事業ポートフォリオの再構築

不採算・低採算を余儀なくされている業務の縮小・撤退・採算改善をさらに推し進めるとともに、ネットワークセキュリティ分野を含む I T インフラビジネスの拡大、名古屋営業部を起点とする中京圏ビジネスの拡大、D X 分野の強化などに重点的に取り組んでまいります。

4 情報セキュリティレベルの抜本的な向上

サイバー攻撃への対策やリモートワークなどへの対応に合わせ、情報セキュリティレベルを一層強化するためのシステム導入を進めてまいります。また、情報セキュリティにかかる運用ルールの手順・規程類の見直しを進めるとともに、引き続き社員教育の徹底を図ってまいります。

⑤ 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、引き続き、お客さま、お取引先さま、従業員及びその家族の安全確保・感染防止を図りながら、状況に応じた適切な取り組みを行ってまいります。同時に、withコロナ時代にマッチした業務運営体制の確立に向けた取り組みを推進してまいります。

このような諸施策を着実に実行することで、ステークホルダーの皆さまからの信頼を高め、社会に必要とされる企業であり続けることで、企業価値の増大を図ってまいる所存であります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い 申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

(単位:百万円)

Image: section of the	分	斯	別	第 51 期 (2019年3月期)	第 52 期 (2020年3月期)	第 53 期 (2021年3月期)	第 54 期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売	-	L	高	21,945	23,833	24,658	24,794
経	常	利	益	596	845	887	878
親当	会社株主期	: に帰属 純 利	する 益	384	473	736	602
1 :	株当たり	当期純	利益	34円28銭	42円30銭	65円73銭	53円76銭
純	j	 資	産	15,552	15,686	16,814	17,341
総	j	 資	産	20,651	21,546	22,824	22,287

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数(自己株式数控除後)に基づいて算出しております。
 - 2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第54期の期首から適用しており、第54期については、当該会計基準を適用した後の数値等となっております。
 - 3. 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)等を第54期の期首から適用しており、第54期については、当該会計基準を適用した後の数値等となっております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

当社の連結子会社は、株式会社 K C S ソリューションズ 1 社であります。

会	社	名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社KC	Sソリュ	ューションズ	10百万円	100%	労働者派遣データ処理

(6) 主要な事業内容

① 当社

当社は、情報サービス(システム構築・システム運用管理・その他の情報サービス)、システム機器販売及びこれらに付随する事業を行う総合情報サービス企業であります。

② 子会社

株式会社KCSソリューションズは、労働者派遣、データ処理業務等を行う情報サービス企業であります。

(7) 主要な事業所

① 当社

本 社 神戸市中央区 東京本社 東京都中央区 大阪オフィス 大阪市中央区 姫路オフィス 兵庫県姫路市 名古屋オフィス 名古屋市中区

② 子会社

株式会社 K C S ソリューションズ 本 社 神戸市中央区

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比較増減
1,091名	13名減

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数を記載しております。
 - 2. 取締役を兼務しない執行役員17名は従業員数に含めておりません。また、パートタイマー等の臨時 従業員を就業人員数から除外して算定しております。
 - ② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比較増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
972名	12名減	44.3歳	20.6年

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数を記載しております。
 - 2. 取締役を兼務しない執行役員17名は従業員数に含めておりません。また、パートタイマー等の臨時 従業員を就業人員数から除外して算定しております。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

40,000,000株

(2) 発行済株式の総数

11,200,000株

(3) 株 主 数

940名

(4) 大 株 主

株 主 名	持株数(株)	持株比率(%)
株式会社三井住友銀行	3,193,900	28.51
三井住友ファイナンス&リース株式会社	1,980,000	17.67
富士通Japan株式会社	1,550,000	13.84
さくらケーシーエス従業員持株会	952,572	8.50
水元公仁	284,400	2.53
株式会社みなと銀行	212,000	1.89
SMBCコンサルティング株式会社	140,000	1.25
グローリー株式会社	100,000	0.89
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	94,400	0.84
日本生命保険相互会社	80,000	0.71
兵庫トヨタ自動車株式会社	80,000	0.71

⁽注) 持株比率については、自己株式数 (789株) を控除して算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役) 兼社長執行役員	神原忠明	
取 締 役 (代表取締役) 兼 専務執行役員	友石敏也	経営管理本部長
取 締 役 兼 専務執行役員	横崎富美生	産業事業部長
取 締 役 (社外役員)	瀧川博司	兵庫トヨタ自動車株式会社取締役相談役
取 締 役 (社外役員)	乗鞍良彦	乗鞍法律事務所所長 極東開発工業株式会社社外監査役
常勤監査役	岡田善男	
常勤監査役	井 手 淳 一	
監 査 役 (社外役員)	宮 野 敏 明	
監 査 役 (社外役員)	原田兼治	神戸電鉄株式会社特別顧問

- (注) 1. 取締役 瀧川博司及び乗鞍良彦の両氏は社外取締役であります。また、監査役 宮野敏明及び原田兼治の両氏は社外監査役であります。なお、当社は、4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 2. 当事業年度中に新たに選任され、就任した監査役は次のとおりであります。 監査役 井手淳 - 2021年6月29日就任
 - 3. 当事業年度中に退任した監査役は次のとおりであります。

監査役 松山康孝 2021年6月29日任期満了により退任

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役・監査役・執行役員並びに子会社の取締役・監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金・争訟費用を補填することとしており、保険料は全額を当社が負担しております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者における故意または犯罪行為等に起因して発生した損害賠償は、保険金支払の対象外としております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、決定方針という。)を2021年2月25日開催の取締役会において決議しており、その概要は次のとおりであります。

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬(基本報酬・退職慰労金)及び業績連動報酬等により構成し、取締役会において種類別の報酬割合を定め、取締役の個人別の報酬等の内容を決定しております。なお、社外取締役等非業務執行取締役については、その職責に鑑み、固定報酬(基本報酬・退職慰労金)のみを支払うものとしております。

監査役の報酬については、固定報酬(基本報酬・退職慰労金)のみとし、常勤監査役と 社外監査役等非常勤監査役の別、業務の分担等を勘案し、監査役が協議し決定することと しております。

取締役会は、個々の取締役の具体的な報酬等について、決定方針との整合性、内容及び額を算出する過程の合理性等多角的な観点から検討を行って決定しており、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2007年6月28日開催の第39回定時株主総会において年額180百万円以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名であります。

当社監査役の金銭報酬の額は、2007年6月28日開催の第39回定時株主総会において年額36百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

	ルロロハ	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員
	役員区分	(千円)	基本報酬	業績連動報酬等	退職慰労金	の員数 (名)
	取締役	79,928	67,300	4,788	7,840	5
(うち社外取締役)	(7,940)	(7,740)	(-)	(200)	(2)
	監 査 役	35,190	33,060	_	2,130	5
(うち社外監査役)	(7,940)	(7,740)	(-)	(200)	(2)

- (注) 1. 上記、監査役の支給人員には、当事業年度中に退任した監査役1名を含んでおります。
 - 2. 上記金額のほか、2021年6月29日開催の第53回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任監査役1名に対して8,400千円支給しております。

④ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、恒常的な事業の業績を測る利益指標である「連結経常利益」を評価指標としております。具体的には、各事業年度の連結経常利益額の水準及び連結経常利益目標の達成状況等に応じ、取締役会において業績連動報酬の総額と個人別の業績連動報酬を決定しております。なお、報酬は金銭で支払うこととしております。

当事業年度を含む連結経常利益の推移は、「1. 企業集団の現況に関する事項(4)財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分氏名		兼職先	兼職の内容	当社との関係
取締役	瀧川博司	兵庫トヨタ自動車株式会社	取締役相談役	株主、取引先
取締役	乗鞍良彦	乗鞍法律事務所	所長	該当事項はありません
取締役	米牧及彦	極東開発工業株式会社	社外監査役	取引先
監 査 役	原田兼治	神戸電鉄株式会社	特別顧問	該当事項はありません

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏 名	主 な 活 動 状 況			
取締役	瀧川博司	当事業年度開催の取締役会12回のうち10回に出席し、社外の独立した立場で議案審議等に有用な発言を行っております。企業経営の豊富な経験と幅広い知見を基に、主に企業経営者の視点から適宜監督、助言等を行うなど、取締役会における意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。			
取締役	乗鞍良彦	当事業年度開催の取締役会12回全てに出席し、社外の独立した立場で議案審議等に有用な発言を行っております。弁護士としての企業法務全般に関する高度な専門的知見を基に、当該視点からリスク管理、人事・労務分野において適宜監督、助言等を行うなど、取締役会における意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。			
監査役	宮野敏明	当事業年度開催の取締役会12回全てに出席し、地方行政の豊富な経験を基に、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、社外監査役として公正中立な発言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会13回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。			
監 査 役	原田兼治	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に出席し、企業経営者としての 豊富な経験を基に、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、社外監査役 として公正中立な発言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会 13回のうち12回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重 要事項の協議等を行っております。			

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	33,500千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と 実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する事由があった場合には、会計監査人の解任に関する決議を行います。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる等の場合には、会社法第344条に基づき会計監査人の解任又は不再任を目的とする議案を株主総会に提出することを検討いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制(内部統制システム)に関する基本方針を、取締役会において次のとおり決議しております。

- ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について
 - 取締役の職務の執行に係る情報については、「情報セキュリティ規程」、「廃棄・削除取扱手順書」に則り、適切な保存及び管理を行う。
- ② 当社及び子会社(以下、「当社グループ」という。)の損失の危険の管理に関する規程その他の体制について
 - イ 当社グループ全体における損失の危険の管理を適切に行うため、取締役会の決議によりリスク管理の基本的事項を「リスク管理規程」として定め、リスク管理担当部署が経営企画担当部署とともに各リスクについて網羅的、体系的な管理を行う。
 - □ 担当役員及びリスク管理担当部署は、上記イにおいて承認された当社グループ全体の リスク管理の基本方針に基づいてリスク管理を行う。
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
 - イ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、経営計画及び年度総合 予算を策定し、それに基づく部門運営及び実績管理を行う。
 - □ 各取締役が適切に職務の執行を分担するとともに、「組織規程」、「業務分掌規程」、 「職務権限規程」等を制定し、これらの規程に則った適切な権限委譲を行う。
 - ハ 監査役は、取締役が行う内部統制システムの整備状況を監視し検証する。
 - 二 監査役は、内部統制システムの構築及び運用状況についての報告を取締役に対し定期 的に求めることができるほか、必要があると認めたときは、取締役又は取締役会に対し 内部統制システムについての改善を助言又は勧告する。
- ④ 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について
 - イ 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保 するため、取締役会で「SKCSグループコンプライアンス基本方針」を制定し、取締 役及び使用人がこれを遵守する。
 - ロ 当社グループのコンプライアンス体制を有効に機能させることを目的として、年度ごとに、規程の整備や研修等、「コンプライアンス・プログラム」を取締役会で決議し、 体制整備を進める。

- ハ 当社グループ全体の会計処理の適正性及び財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制評価規程」等を制定し、財務報告に係る内部統制について必要な体制を整備し運用するとともに、その有効性を評価する。
- 二 当社、取締役及び使用人による法令等の違反を早期に発見し是正することを目的として内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。
- ホ 反社会的勢力による被害を防止するため、当社グループ全体の基本方針として、「反 社会的勢力とは一切の関係を遮断する」、「不当要求はこれを拒絶し、裏取引や資金提供 を行わず、必要に応じ法的対応を行う」、「反社会的勢力への対応は、外部専門機関と連 携しつつ、組織全体として行う」等を定め、適切に管理する体制を整備する。
- へ 上記の実施状況を検証するため、各部門から独立した内部監査担当部署が内部監査を 行い、その結果を取締役会や経営会議等に対して報告する。
- ⑤ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について
 - イ 当社グループ全体の業務の適正を確保するため、経営上の基本方針及び基本的計画を 策定する。
 - ロ 当社グループ全体における一元的なコンプライアンス体制を維持するため、「グループ会社規則」及び「SKCSグループコンプライアンス管理規程」を定め、これらの規則に則った適切な管理を行う。
 - ハ 当社グループ会社間の取引等の公正性及び適切性を確保するため、「法務リスク管理 規則」に則り、取引の公正性及び適切性を十分に検証した上で行う。
 - 二 子会社における取締役の職務執行状況を把握し、取締役による職務執行が効率的に行われること等を確保するため、子会社管理の基本的事項を「グループ会社規則」等として定め、これらの規則に則った子会社の管理及び運営を行う。
 - ホ 必要に応じて、株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び株式会社三井住友銀行 (*2) と連携して体制整備を行う。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する 指示の実効性の確保に関する事項について
 - イ 監査役から監査業務遂行補助のため使用人の設置等につき求めがあった場合には、その求めに応じ、適切な体制を構築する。
 - ロ 上記イの使用人を置く場合には、当該使用人の取締役からの独立性を確保するために、その人事評価及び異動については、監査役の同意を必要とすることとする。

- ハ 上記イの使用人を置く場合には、当該使用人は、専ら監査役の指示に基づき監査役の 職務の執行を補助するものとする。
- ② 当社グループの取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告をするための体制及び報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制等に係る事項について
 - イ 当社グループの取締役及び使用人は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれの ある事実や、不正の行為又は法令及び定款に違反する重大な事実を発見したときには、 当該事実を監査役に対し報告する。
 - ロ 当社グループの取締役及び使用人は、その業務執行について監査役から説明を求められたときには、速やかに当該事項を報告する。
 - ハ 当社グループの取締役及び使用人は、法令等の違反行為等を発見したときには、上記 の監査役のほか、内部通報窓口に報告することができる。コンプライアンス担当部署 は、監査役に対し、内部通報の受付及び処理状況を定期的に報告するとともに、経営に 与える影響を考慮の上、必要と認められるとき又は監査役から報告を求められたときも 速やかに報告する。
 - 二 当社グループの取締役及び使用人が内部通報窓口及び監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けることがないことを確保するため、「内部通報規則」に不利益な取扱いの禁止を定める。
- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の負担に係る事項について

当社は毎期、監査役の要請に基づき、監査役が職務を執行するために必要な費用の予算措置を講じる。また、当初予算を上回る費用の発生が見込まれるため、監査役が追加の予算措置を求めた場合は、当該請求が職務の執行に必要でないことが明らかな場合を除き、追加の予算措置を講じる。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について
 - イ 内部監査担当部署は、監査役と緊密な連携を保ち、監査役が自らの監査について協力 を求めるときには、監査役が実効的な監査を行うことができるよう努める。
 - 口 代表取締役は、監査役との間で定期的な意見交換を行う機会を確保すること等により、監査役による監査機能の実効性向上に努める。
 - ※ 2 株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び株式会社三井住友銀行は、当社のその他の関係会社であります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループでは、内部統制システムに関する基本方針に基づき、内部統制システムの構築及びその適切な運用に努めております。なお、当事業年度における運用状況の概要は次のとおりであります。

【取締役の職務執行における効率性確保の体制】

取締役会で決議した経営計画及び年度総合予算に基づき、「組織規程」等で権限委譲された役職員が部門運営及び実績管理を行いました。また、その進捗状況について、取締役会に報告いたしました。

【リスク管理体制】

取締役会で決議した「2021年度リスク管理基本方針」に基づき、当社グループのリスク管理を行う「リスク管理委員会」及び同委員会が統括する各種委員会において、事業リスク軽減のために、情報セキュリティ、事業継続計画及び品質管理等の強化を図りました。また、その進捗状況をリスク管理委員会で審議し、取締役会に報告いたしました。

【コンプライアンス体制】

取締役会で決議した「2021年度コンプライアンス・プログラム」に基づき、役職員に対して毎月実施する職場勉強会等によりコンプライアンスの周知徹底を図り、反社会的勢力との関係排除の取組強化等に努めました。また、その進捗状況をコンプライアンス委員会で審議し、取締役会に報告いたしました。さらに、内部通報制度の浸透を図るとともに、受付及び対応状況を取締役会に報告いたしました。

【子会社管理体制】

「グループ会社規則」に基づき、経営企画担当部署が子会社の経営管理に努め、内部監査担当部署が定期的に内部統制システムの構築及び運用状況を検証すること等により、子会社の業務の適正化に努めました。

【監査役の職務執行体制】

監査役は、取締役会や経営会議等の重要会議への出席や、取締役及び使用人に対するヒアリング等を通じて、取締役が行う内部統制システムの構築及び運用状況について確認を行うとともに、健全な経営体制の整備及び効率的な運用に資するための助言を行いました。さらに、代表取締役の他、会計監査人、内部監査担当部署等と情報や意見の交換を行う等連携を密にして、監査品質の確保と実効性の向上を図りました。

⁽注) 本事業報告中の記載数字は、表示単位未満の端数を切り捨てております。 ただし、持株比率及び議決権比率を除く比率は小数第2位を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

科目	金額	科 目	金額
(資 産 の 部)		(負債の部)	
流 動 資 産	15,834	流動負債	4,010
現 金 及 び 預 金	7,403	買掛金	1,548
受 取 手 形	6	リース債務	339
売 掛 金	6,857	未払法人税等	282
契 約 資 産	1,014	契 約 負 債	75
商品	70	賞 与 引 当 金	934
仕 掛 品	46	受注損失引当金	16
貯 蔵 品	8	そ の 他	814
その他	427	固定負債	936
貸 倒 引 当 金	△0		535
固定資産	6,453	操延税金負債	138
有 形 固 定 資 産 建 物 及 び 構 築 物	2,543 624		
建物及び構築物工具、器具及び備品	164	役員退職慰労引当金	171
	956	退職給付に係る負債 負 債 合 計	91 4,946
ー エー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	750	(純資産の部)	4,340
	47	株主資本	16,468
無形固定資産	729	資 本 金	2,054
	30		
その他	698	資本剰余金	2,228
投資その他の資産	3,181	利益剰余金	12,185
投資有価証券	1,490	自己株式	△0
操延税金資産	40	その他の包括利益累計額	872
退職給付に係る資産	1,190	その他有価証券評価差額金	579
そ の 他	494	退職給付に係る調整累計額	293
貸 倒 引 当 金	△34	純 資 産 合 計	17,341
資 産 合 計	22,287	負債及び純資産合計	22,287

連結損益計算書

(2021年4月1日から) 2022年3月31日まで)

			科			[金	額
売				F	:			高			24,794
売			上			原		価			19,759
	売		上		総		利		益		5,034
販	売	費	及	び	_	般	管理	里費			4,215
	営			業		利			益		819
営		業		夕	 	朷	l	益			
	受	取	利	息	及	S,	配	当	金	43	
	そ	\mathcal{O}	他	\mathcal{O}	営	業	外	収	益	38	82
営		業		夕	ŀ	費	į	用			
	支			払		秉			息	19	
	そ	\mathcal{O}	他	\mathcal{O}	営	業	外	費	用	4	23
	経		1	常		利			益		878
	税	金(筝 調	整	前	当其	月 純	利	益		878
	法	人和	兑、	住」	民利	兑 及	Q,	事 業	税	242	
	法	人		税	等	=	問	整	額	33	276
	当		期		純		利		益		602
親	会 社	上株:	主に	帰り	属す	る当	期;	純 利	益		602

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から) 2022年3月31日まで)

		株	主 資	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年4月1日残高	2,054	2,228	11,677	△0	15,960
会計方針の変更による 累積的影響額			40		40
会計方針の変更を反映した 当期首残高	2,054	2,228	11,717	△0	16,000
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△134		△134
親会社株主に帰属する 当期純利益			602		602
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計			467	△0	467
2022年3月31日残高	2,054	2,228	12,185	△0	16,468

	7	その他の包括利益累計額				
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	純資産合計		
2021年4月1日残高	552	302	854	16,814		
会計方針の変更による 累積的影響額				40		
会計方針の変更を反映した 当期首残高	552	302	854	16,855		
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当				△134		
親会社株主に帰属する 当期純利益				602		
自己株式の取得				△0		
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)	27	△8	18	18		
連結会計年度中の変動額合計	27	△8	18	486		
2022年3月31日残高	579	293	872	17,341		

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

1社

連結子会社の名称

株式会社KCSソリューションズ

2. 持分法の適用に関する事項 該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

- 4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

商品……個別法

什掛品……個別法

貯蔵品……総平均法(月別)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっております。

ただし、

イ ソフトウェア (市場販売目的)

見込販売数量に基づく償却額と、残存見込販売有効期間に基づく均等償却額とのいずれか大きい金額を計上しております。

なお、当初における見込販売有効期間は3年としております。

ロ ソフトウェア (自社利用目的)

社内利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の 債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 受注損失引当金

ソフトウェアの請負契約に基づく開発案件のうち、当連結会計年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%相当額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

① システム構築

主にソフトウェアの請負契約を締結しております。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した開発原価が、予想される開発原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合、原価回収基準にて収益を認識しております。

当該契約に関する取引の対価は履行義務の充足時点から概ね2ヵ月以内で支払いを受けており、対価の 金額に重要な金融要素は含まれておりません。

② システム運用管理

主にデータセンターサービスやBPOサービス等を提供しております。当該サービスの提供については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

当該契約に関する取引の対価は履行義務の充足時点から概ね2ヵ月以内で支払いを受けており、対価の 金額に重要な金融要素は含まれておりません。

③ その他の情報サービス

主にシステム機器及びソフトウェアの保守サービス等を提供しております。当該サービスの提供については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

当該契約に関する取引の対価は履行義務の充足時点から概ね2ヵ月以内で支払いを受けており、対価の 金額に重要な金融要素は含まれておりません。

④ システム機器販売

主にシステム機器(各種コンピューター、周辺機器等)の販売を行っております。このような商品の販売については、顧客が検収した時点で収益を認識しております。

当該契約に関する取引の対価は履行義務の充足時点から概ね2ヵ月以内で支払いを受けており、対価の 金額に重要な金融要素は含まれておりません。 (5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (11年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部における その他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要 支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理 資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、ソフトウェアの請負契約に関して、従来は、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準によっておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した開発原価が、予想される開発原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は40百万円増加しております。当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は81百万円減少し、売上原価は87百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ6百万円増加しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」及び「契約資産」として表示し、「流動負債」に表示していた「その他」は、当連結会計年度より「契約負債」及び「その他」として表示しております。

2. 時価の算定に関する会計基準

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これにより、その他有価証券のうち、時価のある株式については、決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づく時価法により算定しておりましたが、当連結会計年度より決算日の市場価格等に基づく時価法に変更しております。

この結果、当連結会計年度における純資産は39百万円増加しております。

収益認識に関する注記

1. 収益の分解情報

当企業集団は、「金融関連部門」、「公共関連部門」及び「産業関連部門」の3つの事業部門から構成され、お客さまに対して総合的な情報サービスを提供しております。各事業部門の主な財又はサービスの種類は、システム構築、システム運用管理、その他の情報サービス及びシステム機器販売であります。

各事業部門の売上高は、金融関連部門7,031百万円、公共関連部門6,798百万円、産業関連部門10,965百万円であります。

財又はサービスの種類別の売上高は、システム構築14,361百万円、システム運用管理5,012百万円、その他情報サービス2,244百万円、システム機器販売3.175百万円であります。

また、財又はサービスの移転の時期別の売上高は、一時点で移転される財又はサービス3,549百万円、一定の期間にわたり移転される財又はサービス21,245百万円であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位:百万円)

		(1 2 0/313)		
	当連結会計年度			
	期首残高	期末残高		
契約資産	1,064	1,014		
契約負債	83	75		

契約資産は、主としてソフトウェアの請負契約において、期末日時点で履行義務の充足部分と交換に受取る対価に対する権利のうち、債権を除いたものです。ソフトウェアの請負契約の完了に伴い、時の経過以外の条件は解消し、債権へ振替えられます。

契約負債は、主としてソフトウェアの請負契約において、顧客から受領した対価のうち既に収益として認識した額を上回る部分であります。これらのサービスの提供に伴って履行義務は充足され、契約負債は収益へと振替えられます。

当連結会計年度に認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、68百万円であります。 過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益(主に、取引 価格の変動)の額は212百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

未充足(又は部分的に未充足)は、当連結会計年度末において411百万円であります。当該履行義務は、ソフトウェアの請負契約に関するものであり、期末日後1年以内に概ね全てを収益として認識されると見込んでおります。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 受注損失引当金 16百万円

- (2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法 当企業集団は、ソフトウェアの請負契約に基づく開発案件のうち、当連結会計年度末時点で将来の損失 が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、翌連結会計年度以降に 発生が見込まれる損失額に対して、受注損失引当金を計上しております。
- ② 会計上の見積りに用いた主要な仮定 開発案件の総原価の見積りに当たっては、開発案件ごとに仕様が異なるため、統一的な判断尺度を適用 することが困難であり、各案件の総工数の見積りには専門知識や実務経験を有する必要があります。当企 業集団は、お客さまからの要求事項をもとに、見積範囲、システム規模、リスク等を踏まえ、システム開 発原価基準に基づき工数、原価を算出し、見積原価額を決定しております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響に関して、今後2023年3月期の一定期間にわたり当該影響が継続すると仮定しておりますが、個々の開発作業の見積原価に与える影響は、開発原価の大部分を人件費が占めており変動要素が少ないことから、現状軽微であると判断しております。

③ 会計上の見積りが当連結会計年度の翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響 当企業集団は、受注損失引当金に関する見積りは合理的であると判断しております。ただし、ソフトウェア開発案件においては、お客さまからの要求が複雑化・大型化・短納期化する傾向にあり、お客さまと合意した品質の確保、短納期への対応等に起因するコストの増加などにより、不採算化する可能性があります。また、総原価の見積りには不確実性が含まれているため、予測不能な前提条件の変化などにより受注損失引当金に関する見積りが変化した場合には、受注損失引当金が増減する可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

4,814百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数 普通株式

11,200,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	67	6.00	2021年3月31日	2021年6月30日
2021年10月27日 取締役会	普通株式	67	6.00	2021年9月30日	2021年12月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	89	8.00	2022年3月31日	2022年6月30日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当企業集団は、資金運用につきましては、原則として元本保証型の金融商品を中心とした短期運用を行っております。資金調達につきましては、必要に応じて銀行借入による方針でありますが、現在借入はありません。また、必要に応じてリースを利用することとしております。

デリバティブ取引は、現在利用しておりませんが、借入金の金利ヘッジを目的とした金利スワップ取引に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権であります受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクを有しております。当該リスクに関しては、当企業集団の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクを有しております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財政状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。また、定期的に把握された時価が経営会議に報告されております。

営業債務である買掛金は、ほとんど3ヵ月以内の支払期日であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で約5年後であります。

営業債務やリース債務は、流動性リスクを有しておりますが、当企業集団では、月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額236百万円)は、「(1)投資有価証券 その他有価証券 には含めておりません。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	1,253	1,253	_
(2) リース債務	(875)	(873)	1
(3) デリバティブ取引	_	_	_

- (*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。
- (注) 1 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「買掛金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
 - 2 デリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における (無調整の) 相場価格により算定した時価 レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した

時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ 属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区分	時価						
	レベル1	レベル2	レベル3	合計			
投資有価証券							
その他有価証券							
株式	1,253	_	_	1,253			

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区分	時価					
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
リース債務	_	873	_	873		

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その 時価をレベル1の時価に分類しております。

リース債務

元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

1,548円42銭

2. 1株当たり当期純利益

53円76銭

その他の注記

連結計算書類の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	14,572	流 動 負 債	3,908
現 金 及 び 預 金	6,297	買掛金	1,568
受 取 手 形	6	リース債務	339
売 掛 金	6,721	未 払 金	150
契 約 資 産	1,012	未 払 費 用	280
商品	70	未払法人税等	275
仕 掛 品	46	未払消費税等	241
貯 蔵 品	7	契 約 負 債	76
前 払 費 用	274	預 り 金	24
そ の 他	135	賞 与 引 当 金	907
貸 倒 引 当 金	△0	受注損失引当金	16
固 定 資 産	6,131	設備関係未払金	27
有 形 固 定 資 産	2,466	固 定 負 債	724
建物	561	リース債務	535
構築物	2	繰延税金負債	9
工具、器具及び備品	148	退職給付引当金	8
土 地	956	役員退職慰労引当金	170
リース資産	750	負 債 合 計	4,632
建設仮勘定	47	(純資産の部)	
無形固定資産	719	株 主 資 本	15,491
ソフトウェア	670	資 本 金	2,054
リース資産	30	資本 剰余金	2,228
電話加入権	18	資 本 準 備 金	2,228
投資その他の資産	2,945	利 益 剰 余 金	11,209
投資有価証券	1,490	利益準備金	128
関係会社株式	235	その他利益剰余金	11,080
破産更生債権等	7	別途積立金	6,555
長期前払費用	88	繰越利益剰余金	4,525
前払年金費用	768	自己株式	△0
敷金及び保証金	333	評価・換算差額等	579
会員権	57	その他有価証券評価差額金	579
貸倒引当金	△34	純 資 産 合 計	16,071
資 産 合 計	20,703	負債及び純資産合計	20,703

損益計算書

(2021年4月1日から) (2022年3月31日まで)

		科						金	額
売			L	=		高	3		23,745
売		上		原		a	5		19,001
	売	上	:	総	利		益		4,743
販	売	費及	び	一 般	管	理	ŧ		3,949
	営		業		利		益		793
営		業	夕	\	収	益	£ .		
	受	取	息	及	び 曹	已当	金	63	
	そ	の (t	b の	営	業	外 収	益	39	103
営		業	夕	\	費	月	1		
	支		払		利		息	19	
	そ	の (t	b の	営	業	外 費	用	6	25
	経		常		利		益		872
	税	引	前	当 期	純	利	益		872
	法	人税、	住	民 税	及び	事業	美 税	234	
	法	人	税	等	調	整	額	32	266
	当	期		純	利		益		605

(単位:百万円)

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から) 2022年3月31日まで)

		株主資本							
		資本乗	資本剰余金		利益剰余金				
	資本金		資本剰余金		その他利	益剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本
		資本準備金	合計	利益準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金	合計		合計
2021年4月1日残高	2,054	2,228	2,228	128	6,555	4,013	10,697	△0	14,980
会計方針の変更による 累積的影響額						40	40		40
会計方針の変更を反映した 当期首残高	2,054	2,228	2,228	128	6,555	4,053	10,737	△0	15,020
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△134	△134		△134
当 期 純 利 益						605	605		605
自己株式の取得								△0	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)									
事業年度中の変動額合計	_	_	_	_	_	471	471	△0	471
2022年3月31日残高	2,054	2,228	2,228	128	6,555	4,525	11,209	△0	15,491

	評価・換	算差額等	
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
2021年4月1日残高	552	552	15,532
会計方針の変更による 累積的影響額			40
会計方針の変更を反映した 当期首残高	552	552	15,572
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△134
当 期 純 利 益			605
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	27	27	27
事業年度中の変動額合計	27	27	498
2022年3月31日残高	579	579	16,071

重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

商品……個別法

什掛品……個別法

貯蔵品……総平均法(月別)

- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっております。

ただし、

① ソフトウェア (市場販売目的)

見込販売数量に基づく償却額と、残存見込販売有効期間に基づく均等償却額とのいずれか大きい金額を計上しております。

なお、当初における見込販売有効期間は3年としております。

② ソフトウェア (自社利用目的)

社内利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計ト基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(3) 受注損失引当金

ソフトウェアの請負契約に基づく開発案件のうち、当事業年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%相当額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) システム構築

主にソフトウェアの請負開発契約を締結しております。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した開発原価が、予想される開発原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合、原価回収基準にて収益を認識しております。

当該契約に関する取引の対価は履行義務の充足時点から概ね2ヵ月以内で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(2) システム運用管理

主にデータセンターサービスやBPOサービス等を提供しております。当該サービスの提供については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

当該契約に関する取引の対価は履行義務の充足時点から概ね2ヵ月以内で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(3) その他の情報サービス

主にシステム機器及びソフトウェアの保守サービス等を提供しております。当該サービスの提供については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

当該契約に関する取引の対価は履行義務の充足時点から概ね2ヵ月以内で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(4) システム機器販売

主にシステム機器(各種コンピューター、周辺機器等)の販売を行っております。このような商品の販売 については、顧客が検収した時点で収益を認識しております。

当該契約に関する取引の対価は履行義務の充足時点から概ね2ヵ月以内で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

資産に係る控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、ソフトウェアの請負契約に関して、従来は、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準によっておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した開発原価が、予想される開発原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は40百万円増加しております。当事業年度の損益計算書は、売上高は81百万円減少し、売上原価は87百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ6百万円増加しております。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当事業年度より「受取手形」、「売掛金」及び「契約資産」として表示し、「流動負債」に表示していた「その他」は、当事業年度より「契約負債」及び「その他」として表示しております。

2. 時価の算定に関する会計基準

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これにより、その他有価証券のうち、時価のある株式については、決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づく時価法により算定しておりましたが、当事業年度より決算日の市場価格等に基づく時価法に変更しております。

この結果、当事業年度における純資産は39百万円増加しております。

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類「注記事項 (収益認識に関する注記) に記載した内容と同一であります。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算 書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

受注損失引当金

16百万円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 連結計算書類「注記事項 (会計上の見積りに関する注記)」に記載した内容と同一であります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

4.689百万円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金钱債権

4.698百万円

短期金钱債務

35百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引高

売上高 2,187百万円 什入高 432百万円 その他の営業取引高

19百万円

営業取引高以外の取引高

23百万円

2. 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額(△は戻入額)

2百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 普诵株式

789株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

(林延忧並其圧)	
減損損失	529百万円
賞与引当金	277百万円
投資有価証券評価損	56百万円
役員退職慰労引当金	52百万円
賞与社会保険料	42百万円
その他	73百万円
繰延税金資産小計	1,031百万円
評価性引当額	△595百万円
繰延税金資産合計	435百万円
(繰延税金負債)	
前払年金費用	△234百万円
その他有価証券評価差額金	△210百万円
その他	
繰延税金負債合計	△444百万円
繰延税金資産の純額	△9百万円

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 1,435円03銭

2. 1株当たり当期純利益 54円09銭

その他の注記

計算書類の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

株式会社さくらケーシーエス 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 神戸事務所

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社さくらケーシーエスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社さくらケーシーエス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監 査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切 な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人 は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統 制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積り の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準 拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連 結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な 監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。 監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

株式会社さくらケーシーエス 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 神戸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 黒 木 賢一郎 業務執行社員 公認会計士 青 木 靖 英 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社さくらケーシーエスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査 法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手 したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が 認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告 書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記 事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人 の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継 続企業として存続できなくなる可能性がある。
- · 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠 しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書 類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書及び 連結株主資本等変動計算書)並びに計算書類(貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書)及びその附属明細書について 検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の 記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月10日

株式会社さくらケーシーエス 監査役会

常勤監査役 岡田善男 印

常勤監査役 井 手 淳 一 印

監査役宮野敏明印

監査役原田兼治の

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

期末配当につきましては、当期における業績及び将来の事業展開などを考慮して、前期に比べ2円の増配を実施し、1株につき8円とさせていただきたいと存じます。 なお、中間配当金として1株につき6円をお支払いいたしておりますので、年間の配当金は1株につき14円となります。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金8円 総額89,593,688円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日 2022年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

- 1. 変更の理由
 - (1)「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書き に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、次のとおり当社定款を 変更するものであります。
 - ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する 事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第 16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
 - (2) その他文言の整備を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
第1条 〈 《条文省略) 第9条	第1条 〈 第9条 (現行どおり)
(単元未満株式の買増請求) 第10条	(単元未満株式の買増請求) 第10条
(条文省略)	(現行どおり)
2 買増請求をすることができる時期、請求の 方法等については、取締役会において定める株 式取扱規 <u>則</u> による。	2 買増請求をすることができる時期、請求の 方法等については、取締役会において定める株 式取扱規程による。
第11条 (条文省略) 第15条	第11条 「現行どおり) 第15条

現行定款 変 更 案 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし 提供) 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総 会参考書類、事業報告、計算書類および連結計 (削除) 算書類に記載または表示をすべき事項に係る情 報を、法務省令に定めるところに従いインター ネットを利用する方法で開示することにより、 株主に対して提供したものとみなす。 (電子提供措置等) 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総 会参考書類等の内容である情報について、電子 提供措置をとるものとする。 (新設) 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち 法務省令で定めるものの全部または一部につい て、議決権の基準日までに書面交付請求した株 主に対して交付する書面に記載しないことがで きる。 第17条 第17条 (現行どおり) (条文省略) 第39条 第39条 (附則) 第1条 現行定款第16条 (株主総会参考書類等のイ ンターネット開示とみなし提供)の削除および 変更案第16条(電子提供措置等)の新設は、 会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正 規定の施行の日(以下「施行日」という)から (新設) 効力を生ずるものとする。 第2条 前条の規定にかかわらず、施行日から6か月 以内の日を株主総会の日とする株主総会につい

ては、現行定款第16条はなお効力を有する。 第3条 本附則は、施行日から6か月を経過した日ま たは前条の株主総会の日から3か月を経過した 日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案 取締役4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役 神原忠明、友石敏也、瀧川博司、乗鞍良彦の4氏は任期満了となります。また、取締役 横﨑富美生氏は辞任により退任します。 つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、	地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 の 数
1	かん ぱら ただ ぁき 神 原 忠 明 (1961年4月1日生)	1983年 4 月 2008年 4 月 2011年 4 月 2012年 4 月 2013年 4 月 2014年 5 月 2014年 6 月	株式会社三井住友銀行船橋法人営業部長 同 本店営業第四部長 同 執行役員本店営業第四部長 同 執行役員コーポレート・アドバイザリ 一本部副本部長	14,100株
2	とも いし とし や 友 石 敏 也 (1960年11月28日生)	1983年 4 月 2004年10月 2013年 6 月 2017年 4 月 2018年 4 月 2018年 6 月 2019年 6 月 2020年 4 月		1,300株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
3	のり くら よし ひこ 乗 鞍 良 彦 (1952年5月1日生)	1985年 4 月 弁護士登録 奥野法律事務所入所 1991年 1 月 乗鞍法律事務所開設、同所長(現任) 2013年 4 月 神戸市人事委員(現任) 2013年 4 月 日本司法支援センター兵庫地方事務所所長 2014年 6 月 当社社外取締役(現任) 2015年 6 月 極東開発工業株式会社社外監査役(現任)	3,500株
4	※ ましい みつ たか 吉 井 満 隆 (1958年8月18日生)	1981年 4 月 バンドー化学株式会社入社 1999年 4 月 同 伝動事業部自動車部品販売部長 2000年 4 月 同 営業本部東京支店 A M P 営業部長 2003年 5 月 B a n d o E u r o p e G m b H 社長 2007年 4 月 バンドー化学株式会社調達部長 2009年 4 月 同 執行役員 経営企画部長 2011年 4 月 同 執行役員 産業資材事業部長 バンドー・ショルツ株式会社代表取締役社 長 2011年 6 月 バンドー化学株式会社取締役 2013年 4 月 同 代表取締役社長 社長執行役員 2022年 4 月 同 代表取締役会長(現任)	0株

- (注) 1. ※印は新任候補者であります。
 - 2. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 3. 社外取締役候補者に関する事項は次のとおりであります。
 - (1) 乗鞍良彦、吉井満隆の両氏は社外取締役候補者であります。
 - ① 当社は、乗鞍良彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - ② 当社は、吉井満隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
 - (2) 社外取締役候補者とした理由
 - ① 乗鞍良彦氏は、長年にわたる弁護士としての活動により、豊富な経験と学識に基づく高度な企業法務の専門的知見を有しておられ、当該視点から取締役会において、特にコーポレートガバナンス強化について社外の独立した立場で適宜監督や助言等をしていただくことを期待して、選任をお願いするものであります。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の経験と知見により、社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。
 - ② 吉井満隆氏は、バンドー化学株式会社の代表取締役社長及び会長を歴任され、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しておられ、当該視点から取締役会において、社外の独立した立場で当社経営を監督し、経営全般に対して適宜助言や指導をしていただくことを期待して、選任をお願いするものであります。
 - (3) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について 乗鞍良彦氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって8年となります。

(4) 責任限定契約の内容の概要

- ① 当社と乗鞍良彦氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償 責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する 予定であります。
 - 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度としております。
- ② 社外取締役候補者吉井満隆氏の選任が原案どおり承認された場合、当社は同氏との間で、会社 法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結 する予定であります。 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度といた します。
- 4. 当社は、取締役・監査役等を被保険者とする会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金・争訟費用を補填することとしております。なお、保険料は、全額を当社が負担しております。本議案が承認可決され、候補者が取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、本議案に係る候補者の任期中に、当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役 宮野敏明氏は任期満了となります。 つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたく存じます。 なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。 監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
※ _{むら かみ たか ふみ} 村 上 隆 文 (1956年7月12日生)	1979年 4 月 兵庫県入庁 2007年 4 月 同 企画管理部教育・情報局大学課長 2009年 4 月 同 阪神南県民局西宮県税事務所長 2011年 4 月 同 神戸県民局神戸県税事務所長 兼 兵庫県民総合相談センター参事 2013年 4 月 同 監査委員事務局次長 2014年 4 月 兵庫県信用保証協会専務理事 2017年 4 月 一般財団法人淡路島くにうみ協会専務理事 2020年 4 月 株式会社夢舞台監査役	0株

- (注) 1. ※印は新任候補者であります。
 - 2. 監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 3. 社外監査役候補者に関する事項は次のとおりであります。
 - (1) 村上隆文氏は社外監査役候補者であります。

当社は、村上隆文氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

(2) 社外監査役候補者とした理由

村上隆文氏は、兵庫県における長年の行政実務及び団体役員として培われた豊富な経験と幅広い識見を有しておられ、当社の社外監査役に就任された場合は、社外の独立した立場からの視点を監査に反映させ、社外監査役として職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

社外監査役候補者村上隆文氏の選任が原案どおり承認された場合、当社は同氏との間で、会社 法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結 する予定であります。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度といた します。

4. 当社は、取締役・監査役等を被保険者とする会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金・争訟費用を補填することとしております。なお、保険料は、全額を当社が負担しております。本議案が承認可決され、候補者が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、本議案に係る候補者の任期中に、当該保険契約を更新する予定であります。

第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって辞任により取締役を退任します横崎富美生氏、任期満了により取締役を退任します瀧川博司氏、また、任期満了により監査役を退任します宮野敏明氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内において、退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法などは退任取締役については取締役会に、退 任監査役については監査役の協議にそれぞれご一任をお願いいたしたく存じます。

また、退任取締役に対する退職慰労金は、本招集ご通知に記載の当社取締役会が決定した取締役の報酬等の決定方針に沿うものであり、その内容は相当であります。

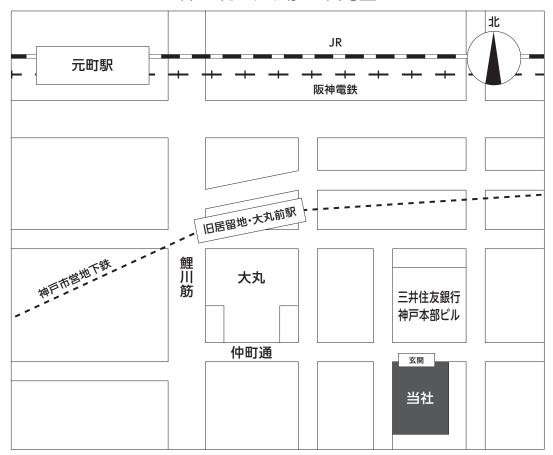
退任取締役及	び退任監査役の略歴は次のとおりでありま	きす。

氏 名	略
ょこ ざき ふ み ぉ 横 﨑 富美生	2013年6月 当社取締役 兼 常務執行役員 2018年4月 同 取締役 兼 専務執行役員(現任)
たき かわ ひろ し 瀧 川 博 司	2004年6月 当社取締役 2016年6月 同 社外取締役(現任)
みゃのとしあき宮野敏明	2018年6月 当社社外監査役(現任)

<>	くモ	欄〉				

<>	くモ	欄〉				

株主総会会場ご案内図



- JR・阪神電鉄元町駅より徒歩で約7分
- ■神戸市営地下鉄旧居留地・大丸前駅より徒歩で約5分

会 場 株式会社さくらケーシーエス 本社ビル7階会議室 神戸市中央区播磨町21番1

- ●ご来場の際は、マスクのご着用、会場での検温にご協力ください。
- ●ご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。